

# 鷺沼なかよし保育園 保育料金表

4月1日年齢の一人当たりの料金（税込/円）※1

## 月極保育

保護者の就労が月16日以上かつ1日4時間以上の方が対象

入園料（契約時） 23,100円

保育料 <sup>※2</sup>		月額		
利用時間	産休明け～	1歳児	2歳児	3歳児～
月～金 8:30～18:00	56,000	55,000	55,000	44,200

幼児教育（3歳児～）		月額
英会話（2歳児任意）		3,200
国語算数		300
体育		無料
スイミング		別紙参照

給食 <sup>※3</sup>		月額
昼食（火～金）		5,000/月
おやつ（月～金）		
夕食		110/回
（18:36以降）		

月極時間外保育		月額
早朝	7:30～8:30	1,000
延長	18:00～18:30	7,700
	18:00～19:00	夕食込 11,000
	18:00～20:30	夕食込 16,500

時間外保育		月額
5分経過後		550/30分
7:30前		1,000/30分
20:30以降		

多子減免（きょうだい割引） <sup>※4</sup>		月額
二人とも当園に在園		月額 15,000円減額（2人目に適用）
一人が他施設へ通所 <sup>※5</sup>		月額 10,000円減額
月極時間外保育		2割引（時間外保育適応外）

3人目以降は2人目と同じ料金

その他		月額	1家庭毎
冷暖房費（7～9月、11～3月）		1,100/月	
川崎認定保育園助成対象外 <sup>※6</sup>		10,000～/月	

## 一時預かり

通院・急なお出かけ・リフレッシュしたいときなど...

	登園時間	降園時間	料金/回	給食
午前保育	9:00～9:30	11:30～12:00	3,000円	昼食 300円 おやつ 100円
午後保育	14:30～15:00	16:00～18:00	3,000円	
一日保育	9:00～9:30	14:30～18:00	6,000円	

平成31年4月1日より適用

- ※1 料金は4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの児童毎の料金となる。0歳児から2歳児までのクラス分け（進級）は4月進級の他に、児童の心身状態等の理由により時期が異なる場合がある。  
（例：4月1日現在で学年が2歳児の場合は本来2歳児クラスだが、1歳児クラスで保育をする場合、料金は2歳児料金となる）
- ※2 料金には教材費を含む。
- ※3 給食は毎週火曜日～金曜日、幼児食から対応。おやつ代含む。離乳食・アレルギー等の理由で、給食未提供の場合料金は発生しない。
- ※4 多子減免は、助成対象児童に適用する。
- ※5 きょうだいのどちらかが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・家庭保育福祉員・川崎認定保育園・川崎市認定保育園・おなかま保育室・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設への通所及び児童発達支援音日医療型児童発達支援を利用している場合、きょうだい割引の対象となる。但し、第一子が当園に在園し第二子以降が他の川崎認定保育園・川崎市認定保育園を利用している場合はきょうだい割引の対象にはならない。
- ※6 川崎認定保育園 助成対象児童であることが確認できるまで、以下の料金を加算する。  
一ヶ月目の保育料に助成対象外費を加算し、就労証明書が受理された月によって、支払済の助成対象外費は翌々月分保育料から差し引いて返金する。ただし、就労証明書が受理されなかった場合の返金は無く、更に翌月以降も助成対象外費が発生する。

助成対象外費（月額）

	産休明け	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園から2ヶ月未満	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
入園から3ヶ月以上	78,300円	48,110円	48,110円	15,090円

## 【助成対象児童】とは・・・

- ① 週4日以上通園する児童のうち、保護者が川崎市に在住かつ住所を有し、保護者が以下のいずれかの保育に欠ける条件に該当する児童の事を言う。
- ② 昼間、保護者が居宅外で仕事もしくは居宅内で子どもと離れ家事意外の仕事を「1日4時間以上かつ月16日以上」している場合
- ③ 妊娠中であるか出産後間もないことにより子どもの保育ができない場合
- ④ 病気、負傷または心身障害により子どもの保育ができない場合
- ⑤ 同居の親族などの介護を常時行っていることにより子どもの保育ができない場合
- ⑥ 災害の復旧に当たっていることにより子どもの保育ができない場合
- ⑦ 求職中により保育をすることが困難な場合（二ヶ月間）
- ⑧ 大学や専門学校などへの就学により一日4時間以上かつ月16日以上保育に欠けている場合
- ⑨ 既に①の理由で助成対象児童として在籍していたが保護者が下の子どもを出産のため育休を取得した場合（一年間）